

軽米町長 様

(申請者) 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
 名称 株式会社軽米建設
 代表者名 (代表取締役) 軽米 太郎
 電話番号 0195-46-2111

軽米町物価高騰対策賃上げ支援金交付申請書兼請求書

軽米町物価高騰対策賃上げ支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 中小企業等要件情報

主たる業種		建設業	
資本金 (法人のみ)	1,000 万円	常時使用する従業員数	20 人
事業所所在地		岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85 (同上も可)	

2 対象従業員数

5 人

3 支援金申請額

200,000 円

上記の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者のことです。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

(参考)

交付対象従業員数 5 人 × 支援金単価 30,000 円/人 + 令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給 971 円未満の賃金を時給 1,031 円以上に引き上げた従業員数 5 人 × 加算単価 10,000 円/人
 = 申請金額 200,000 円

4 他の支援金の受給

有 無

有の場合の支援金名 _____

5 支援金の振込先口座情報

金融機関名	岩手銀行	支店名	軽米 (支店)						
口座種別	<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ) 口座名義	※申請者と口座名義が一致すること。 カブシキガイシャカルマイケンセツ 株式会社軽米建設 代表取締役 軽米 太郎								

(関係書類)

- ① 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧 ((様式第3号) 又は、岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」に添付したものの写し)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 賃金台帳の写し (賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑤ 支援金振込先の口座通帳の写し (通帳表面と見開き部分)
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

令和8年 3月30日

（申請者） 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85
 名称 株式会社軽米建設
 代表者名 （代表取締役） 軽米 太郎

誓約書兼同意書

軽米町物価高騰対策賃上げ支援金の申請をするに当たって、また、事業の完了後においても、次のとおり誓約及び同意いたします。

記

※下記の各種項目に誓約する場合又は同意する場合には、各種項目欄左の確認欄に☑チェックを記入すること。
 ※確認欄の全てに☑チェックの記入がある場合のみ、当該交付申請を受理し、申請内容について、審査を行う。

確認	誓約項目
✓	本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
✓	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であり、町内に事業所を有する法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等又は普通法人に該当する者）又は町内に住所のある個人事業者に該当します。 ※ 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。 ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等） ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等） ④ 岩手県が設立した法人 ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
✓	町内の事業所において、週所定労働時間が20時間以上の従業員を常時1人以上雇用しています。
✓	申請時点において町税に滞納はありません。
✓	申請時点において、事業所内の全ての従業員の時給が最低賃金を上回っています。
✓	過去に国、都道府県、市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
✓	過去5年間に重大な法令違反等（違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなどの法令違反等）はありません。
✓	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていません。
✓	会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続を行っている者に該当しません。
✓	軽米町暴力団排除条例（平成27年輕米町条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

確認	同意項目
✓	資格要件確認のため、町が必要な税情報等の公簿の確認を行うことがあること
✓	支援金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じること
✓	町から、報告、立会検査等の求めがあった場合は、これに応じること
✓	支援金の交付申請にあたり、町に提出した支援金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等については、電磁的記録等により5年間保存するとともに、町等から求めがあるときは、速やかにこれを提出すること

支給対象従業員一覧

事業者・事業主 名 株式会社軽米建設

No	氏名	賃金引上げ月 ※1	賃金額 (時給)		引上げ額 (A - B)	時給額の 算出式※3	加算金の 該当※4
			賃金引上げ月 (A)	前月※2 (B)			
1	小軽米 一郎	R 7年12月	1,031円	970円	61円	123,720円÷120 時間=1,031円	
2	晴山 花子	R 7年12月	1,031円	970円	61円	〃	
3	山内 次郎	R 7年12月	1,031円	970円	61円	8,248円÷8時間 =1,031円	
4	上舘 三郎	R 7年12月	1,031円	970円	61円	〃	
5	狄塚 四郎	R 7年12月	1,031円	970円	61円	〃	
6		R 年 月	円	円	円		
7		R 年 月	円	円	円		
8		R 年 月	円	円	円		
9		R 年 月	円	円	円		
10		R 年 月	円	円	円		
11		R 年 月	円	円	円		
12		R 年 月	円	円	円		
13		R 年 月	円	円	円		
14		R 年 月	円	円	円		
15		R 年 月	円	円	円		
16		R 年 月	円	円	円		
17		R 年 月	円	円	円		
18		R 年 月	円	円	円		
19		R 年 月	円	円	円		
20		R 年 月	円	円	円		
21		R 年 月	円	円	円		
22		R 年 月	円	円	円		
23		R 年 月	円	円	円		
24		R 年 月	円	円	円		
25		R 年 月	円	円	円		

※1 対象期間 (令和7年10月から令和8年9月) において、複数回の賃金引上げを行った場合には、申請時点で適用されている賃金額に引き上げられた月を記入すること。

※2 賃金引上げ月の前月における賃金額 (時給) を記入すること。

※3 所定内給与額を所定内実労働時間数で除したもの。労働条件通知書又は雇用契約書に時給額が記載されている場合には記入不要。

※4 加算金の該当欄は担当課確認用のため記載不要。